

只木ゼミ前期第5回検察反対尋問レジュメ

文責：3班

- 5 1. 2頁7行目「避難行為者の責任を免れしめることとしても、なんら不合理ではない」とあるが、
このように考えるにあたり、37条1項本文に基づく法益均衡の要件を充たしたうえで、期待可能性がないことによる責任阻却がなされるのか。それとも、37条1項本文の規定に関わらず、期待可能性がないことによって責任阻却がなされるのか。
2. 2頁22行目「違法評価も相対性があり」とあるが、違法性が連帯せず、個別的な判断がなされるのはなぜか。

10

以上